

三菱地所グループ 英国現代奴隷法及び豪州現代奴隷法に関する声明

三菱地所株式会社（以下、当社という）は、2015 年英国現代奴隷法第 54 条及び 2018 年豪州現代奴隷法第 16 条に基づき、本声明を公表します。本声明は、三菱地所グループ（以下、当社グループという）が、当社グループ内及びサプライチェーンにおいて、奴隷労働や人身取引のリスクを特定し、防止、軽減するために行った取り組みを開示することを目的としています。

なお、本声明は、2026 年 3 月 31 日の決算日に対応した 2025 年度の報告となっています。

1. 事業概要と組織及びサプライチェーン

1-1. 事業概要と組織

当社グループは、コマーシャル不動産事業、丸の内事業、住宅事業、海外事業、投資マネジメント事業、設計監理・不動産サービス事業等幅広い事業分野で事業活動を行っております。

日本、アメリカ、英国、中国、シンガポール、インドネシア、ベトナム、オーストラリア等において、400 社の連結子会社、11,659 名の従業員とともに事業を展開しております。

英国では 三菱地所 ロンドン社（旧 MEC UK 社）がロンドンの中心地エリア（シティ・ウエストエンド）においてオフィスビルを中心とした不動産賃貸・開発事業を1986 年より進めています。

豪州では三菱地所アジア社オーストラリア支店が、メルボルンやシドニーを中心に、住宅・オフィス・物流施設など多様な不動産開発を展開しています。

2025 年度の海外事業グループの営業利益は 571 億円で、エリア別では欧州 4%、アジア・オセアニア 56%です。

当社の会社情報並びに事業の詳細につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

会社概要： <https://www.mec.co.jp/company/about/>

グループ会社：事業分野別 <https://www.mec.co.jp/company/group/>

事業セグメント： <https://www.mec.co.jp/service/>

業績データ： <https://www.mec.co.jp/ir/library/>

沿革： <https://www.mec.co.jp/company/history/>

欧州の主要プロジェクト： <https://www.mec.co.jp/service/global/eu/>

豪州の主要プロジェクト：

[アジア・オセアニア事業 | 三菱地所 \(mec.co.jp\)](#)

Parkline Place オフィス・商業 2024 年

One Sydney Harbour Residences One・Two 分譲住宅 2024 年

1-2. サプライチェーンの概要

当社グループではオフィスビルや商業施設の開発、ホテル事業、空港事業、住宅事業等多岐にわたっており、サプライヤー行動規範に定めた内容を公開し、取引先への遵守を求めています。具体的には、三菱地所が発注する際の見積要項書に人権方針や三菱地所グループサプライヤー行動規範等、人権への配慮についての記載をしています。

当社のサプライチェーンには、施設運営に関する業務委託先、施工会社、物品納入業者、人材派遣業者が含まれます。

当社における取引先社数：190 社（2025 年度実績。日本国内における年間取引金額 1 億円以上の企業）

海外のサプライチェーンについて

事業パートナーとの定例会議等を通じて、工事の進捗状況や現場における作業状況等について報告を受け、把握に努めています。

サプライチェーンマネジメント

<https://mec.disclosure.site/j/sustainability/activities/social/supply-chain/>

2. 奴隷労働及び人身取引防止に関する方針

A) 当社グループの企業理念

三菱グループ共通の経営指針と位置付けられている「三菱三綱領」を受けて、当社グループでは「私たちはまちづくりを通じて社会に貢献します」という「三菱地所グループ基本使命」を掲げています。当社グループは上記基本使命を実践するための企業倫理規範として「三菱地所グループ行動憲章」及び行動の基準として「三菱地所グループ行動指針」を定め、実行しています。

理念体系と方針： <https://www.mec.co.jp/company/charter>

B) 三菱地所グループ行動指針

行動憲章に定める、“私たちのありたい姿、周囲から求められる姿、これらを生み出すための姿”を実現するための具体的な行動の基準を示すガイドラインとして行動指針を定めており、このなかで「人権・ダイバーシティの尊重」を大切な価値観の一つとしています。

行動指針：

<https://www.mec.co.jp/company/charter/>

C) 三菱地所グループ 人権方針

当社グループでは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた「三菱地所グループ人権方針」を 2018 年 4 月に制定しました。（2025 年 4 月 1 日改定）

人権方針：

https://mec.disclosure.site/j/sustainability/activities/social/human-rights/pdf/human_rights_policy_20250401.pdf

D) 三菱地所グループ サプライヤー行動規範

当社グループは、2016 年に「三菱地所グループ CSR 調達ガイドライン」を制定していましたが、現在の国際基準に沿った内容に改訂し、サプライヤーに求める事項を明確化するため、「サプライヤー行動規範」を策定しました。

本行動規範は、「IFC パフォーマンススタンダード※1」、「レスポンシブル・ビジネス・アライアンス行動規範※2」、「ビルディング・レスポンシブリティ 原則※3」などの主要なサステナビリティに関する国際基準を参照し、強制労働・債務労働の禁止、児童労働の禁止などを定めています。

※1 国際金融公社が策定した環境・社会ガイドライン [Performance Standards \(ifc.org\)](https://www.ifc.org/performance-standards)

※2 電気電子機器産業におけるサプライチェーンの労働・安全衛生・環境・倫理に関する行動規範 [RBACodeofConduct7.0 Japanese.pdf \(responsiblebusiness.org\)](https://www.responsiblebusiness.org/rbaf70-japanese)

※3 エンジニアリング・建設業界のグローバル企業を中心に構成された団体が策定した労働者の労働 安全衛生 等に関する原則 [Principles — Building Responsibly \(buildingresponsibly.org\)](https://www.buildingresponsibly.org/principles)

サプライヤー行動規範：

三菱地所グループ サプライヤー行動規範：

https://mec.disclosure.site/j/sustainability/activities/social/supply-chain/pdf/mec202204_code_of_conduct.pdf

E) 三菱地所グループ 労働安全衛生に関する方針

当社グループでは、労働基準法等の労働関連法規順守のみならず、従業員の健康維持・増進にも取り組んでいます。

当社では、人事担当役員を「健康経営推進責任者」に選任し、従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組む「健康経営」を推進しています。健康経営 2030 を策定し、「健康層の割合」等を KPI に設定し、各種施策を展開しています。勤怠管理システムにパソコンのログオン・ログオフの時刻を連携させることで上司は部下の勤務実態を把握するととも

に、部下との面談を実施することで業務の量や難易度、健康状態の把握に努めています。管理職にあたる社員も含め、1 カ月あたりの法定時間外労働が 80 時間を超えた社員には、産業医との面接を実施するなど、社員の健康管理に向けた施策に取り組んでいます。

また、ワークライフバランスの観点では、2016 年度より全社員にフレックス勤務制度を導入したほか、有給休暇取得日数の目標を定め、有給休暇の取得を促す「ポジティブ・オフ運動」を実施。2017 年度からは時間単位有給休暇制度・テレワーク制度を導入しています。

三菱地所ホーム（株）では、年次安全衛生管理計画の策定時や新規プロジェクトを含む施工現場における危険予知活動時に、労働安全に関するリスクアセスメントを実施しています。作業によって発生するリスクを洗い出し、発生可能性と影響度を分析した上で、施工現場の安全対策に取り組んでいます。

労働安全衛生：

<https://mec.disclosure.site/j/sustainability/activities/social/health-safety/>

3. 人権リスクアセスメント

当社では、サステナビリティ推進部がサステナビリティ全般に関するリスク評価を担い、そのうち人権に関しては人事部と連携して対応しています。2018 年に人権デュー・ディリジェンスを行うにあたり、まずは、対象事業を不動産開発事業、海外事業、ホテル事業とし、専門のコンサルタントや弁護士に依頼し、バリューチェーンごとに人権課題を把握するための机上調査を行いました。2024 年に第三者の人権専門機関とともに当社グループのバリューチェーンにおける人権課題を検討し、人権への影響の深刻度と発生可能性に基づき、優先的に取り組むべき人権に関する重点課題について事業の過程で発生しうる人権への影響が大きい課題を特定しました。

重点課題は以下の通りです。

- (1) 職場環境 ・労働基準
- (2) 労働安全衛生
- (3) 強制、奴隷、債務労働
- (4) 子どもの権利（児童労働含む）
- (5) 土地の権利
- (6) プライバシーと情報セキュリティ
- (7) 人権と環境

上記の重点課題のうち、現代奴隷に関係する課題は、（1）職場環境 ・労働基準（2）労働安全衛生（3）強制、奴隷、債務労働（4）子どもの権利（児童労働含む）です。

2022 年度には、施工現場で使われる建材ごとの人権・環境リスクアセスメント及び当社グループのテクノロジー関連のサービス・プロダクトにおける人権リスクアセスメントを実施しました。

施工現場で使われる建材ごとの人権・環境リスクアセスメントについては、施工現場で使用される重量比率が高い建材上位 20 種強を対象に、各建材で使われる資材を洗い出し、主要 18 建材について主要な生産地や輸入国を調査、関連する人権・環境リスクを特定しました。

2023 年度と 2024 年度には施工会社の協力のもとで、トレーサビリティ調査を実施し、今後の対応については、引き続き検討しております。

テクノロジー関連のサービス・プロダクトにおける人権リスクアセスメントでは、2022 年度に外部専門機関と連携し「三菱地所デジタルビジョン」（DX により生活者が暮らしやすさを実感できる新しいまちづくり）を実現するテクノロジー関連のサービス・プロダクト（ロボット・モビリティ、アプリ・サービス、データ解析）について「人権アセスメント」のプロセスに基づき、顕在的・潜在的な人権への影響を特定・評価しました。

今後は、人権リスクの防止及び低減に向けた適切な対策を検討していきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

4-1. 三菱地所グループの取り組み

当社グループは、自らの事業及びサプライチェーンにおいて、奴隷労働や人身取引のリスクを特定し、防止、軽減するため、企業としての人権方針を策定しました。当社グループ社員を対象に、社内イントラネットに人権方針の解説を掲載し、周知を図っています。また、全社的な人権への取り組み実践を目的に人事部担当役員を委員長とする「三菱地所人権啓発・ダイバーシティ推進委員会」を設置し、当社の人権に係る取り組み内容の決定、社内浸透に努めています。2021 年度においては、グループ各社にダイバーシティ推進担当者を指名し、当該担当者経由で当社グループのダイバーシティ推進方針の説明等各種施策の展開を図りました。

当社は、2018 年に国連グローバル・コンパクトに署名し、当社グループ会社とともにその原則を支持しています。2024 年 1 月には WEPs（女性のエンパワーメント原則）への署名を致しました。<https://www.weps.org/company/mitsubishi-estate-co-ltd>

また、当社は、企業の立場から同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に取り組む任意団体である東京人権啓発企業連絡会（1979 年～）及び三菱人権啓発連絡会（1983 年～）の設立に際し、中心的な役割を果たし、以降約 47 年にわたり活動してきました。また、1980 年には大阪同和・人権問題企業連絡会にも加盟する等、人権問題の解決に真摯に取り組んできました。

4-2. 事業別の取り組み

人権デュー・ディリジェンスを行うにあたり、まずは、当社グループ共通の課題のほか、事業については不動産開発事業、海外事業、ホテル事業の3つのパートに分けて人権リスクを把握するための机上調査を2018年度に行いました。

2024年度には、社会環境の変化に伴い、第三者の人権専門機関と共にバリューチェーンにおける人権課題を特定したことから、今後、事業の過程で発生しうる人権への影響が大きい課題について、防止を含め対応していきます。

2025年度はカスタマーハラスメント防止のため「三菱地所グループ_カスタマーハラスメント防止」に係る方針を策定し公表しています。

A) 不動産開発事業での取り組み：

当社は、不動産開発事業について、同業のデベロッパー（不動産開発会社）と1次サプライヤーであるゼネコン（総合建設会社）に声をかけ、「人権デュー・ディリジェンス」の仕組みの構築を目的とした「建設・不動産『人権デュー・ディリジェンス勉強会』」を2018年に立ち上げました。5年間の勉強会での活動を踏まえ、2023年度は協議会に体制を移行し、新たなメンバーを迎えて取り組みを継続しています。

ニュースリリース「建設・不動産『人権デュー・ディリジェンス勉強会』

https://www.mec.co.jp/news/archives/mec180921_duediligence.pdf

ニュースリリース「建設・不動産『人権デュー・ディリジェンス協議会』

https://www.mec.co.jp/news/detail/2023/12/14_mec231214_duediligence

勉強会では、人権デュー・ディリジェンスを行うべきテーマとして、2018年度、2019年度は、①建設現場で働く外国人技能実習生の労働環境と②型枠コンクリートパネルに使用される違法伐採木材の2つの項目を設定し、参加企業による共同調査や、国際的な人権意識を共有し業界における人権リスクを特定するため、弁護士やNGO等の専門家の方々との意見交換を行い、参加企業にて取り組み方法を確認しました。2020年度にはグリーンバンスメカニズムについても専門家の方々と意見交換を行いました。また、2021年度には外国人労働者雇用のガイドラインに関する他業界団体の先進的取組を紹介頂き意見交換を行いました。2022年度は経済産業省による人権デュー・ディリジェンスに関するガイドラインと、大阪万博 持続可能性に配慮した調達コードを確認し、各社の人権取り組み状況の報告を行いました。2024年度は資材調査をテーマとして各社取り組み報告によるベストプラクティスの検討を行ったほか、建設・不動産業界における外国人労働者の課題についてILO駐日事務所の専門家等との意見交換をしました。2025年度はSAQの効率化を図りつつ実効性をより高めるための取り組みを主要なテーマとし、分科会での検討を行いました。

① 建設現場で働く外国人技能実習生の労働環境

当社では、建設現場で働く技能実習生等の外国人労働者に対する人権尊重について、実地調査を行い、盲点になりやすい点（報酬や日常生活に関する事項等）について、2020 年 4 月以降の見積要項書に記載することで、発注先に対し協力会社を指導（周知）するよう申し入れを行ってまいりました。2022 年に「サプライヤー行動規範」を制定し、サプライヤーが遵守すべき内容に「人権の尊重」と「労働安全衛生」に関する内容を記載し、遵守を求めています。

② 型枠コンクリートパネルに使用される違法伐採木材

マレーシア産やインドネシア産の合板には、先住民の土地収奪や環境破壊、伐採企業と政府の癒着による汚職等が問題視される違法伐採木材が含まれていることが指摘されています。

当社グループでは、国内で使用する、型枠コンクリートパネル（合板）について、SDGs の最終年度である 2030 年度までに、持続可能性に配慮した調達コードにある木材（認証材並びに国産材）と同等の木材の使用 100%を目指します。

（2025 年度の三菱地所（株）実績：12 物件中 11 物件で使用）

ニュースリリース：「三菱地所グループ 2030 年度までに型枠コンクリートパネルに持続可能性に配慮した調達コードにある木材と同等の木材を 100%使用」

https://www.mec.co.jp/news/archives/200601_mec_jinken.pdf

住宅事業を行っている三菱地所レジデンスでは、新築建築物において、持続可能性に配慮した木材の調達基準にある型枠コンクリートパネルを採用し、トレーサビリティの確保を進めています。具体的には、各国で個別に策定された森林認証制度を審査し、相互認証を行う「PEFC 認証材」を採用したうえで、第三者認証機関の証明を取得するスキームを構築し、サプライチェーン全体でトレーサビリティの確保を図る取り組みを開始しました。さらに「ザ・パークハウス 高輪松ヶ丘」において、型枠コンクリートパネルのサプライチェーンの認証に非営利団体である FSC が構築したスキームを活用することで国際認証であるプロジェクト認証を取得しました。

型枠コンクリートパネルを対象として、FSC の基準に基づくプロジェクト認証を取得するのは世界で初の試み※ 4 となります。※ 4：三菱地所レジデンス調べ

また、2024 年に木材商社や施工会社など約 50 社 が参加する「型枠用合板のトレーサビリティ普及促進勉強会」が発足し、2026 年に協議会へと発展的に移行致しました。三菱地所レジデンスもその企画・運営に関与しています。

FoE Japan 及び FSC ジャパンといったステークホルダーからも意見を頂きながら、持続可能な木材利用に関する認識の共有や、サプライチェーン全体でのトレーサビリティ確保に向けた実務的な課題整理が進められており、業界全体の意識醸成と普及拡大に寄与しています。

https://www.mec.co.jp/group_news/archives/20210524_mecg_takanawa.pdf

https://www.mec-r.com/news/2024/2024_0604.pdf

B) 海外事業での取り組み：

当社が事業を行うアジアの国々を中心に取り組むこととし、そのうちベトナム、シンガポール、中国、ミャンマー、タイ、インドネシアの 6 カ国について、人権に関する一般的な情報及び各国で報告されている人権侵害の事例について机上調査を行いました。

当社では、上記 6 カ国にフィリピン、マレーシア、インドを加えた 9 カ国において、2020 年度より、事業検討時（土地取得時）に、立ち退きにおいて深刻な人権侵害が行われていないかをチェックリストを用いて確認し、事業参画の際の判断材料としています。

チェックリストでは、影響を受ける人と真正な協議の場をもったか、などを確認しております。

C) ホテル事業での取り組み：

ホテル運営を統括する三菱地所ホテルズ＆リゾーツ（株）では、SDGs の取り組み推進を目的に、2019 年度より「認証ワイン」、「国際フェアトレード認証コーヒー」を導入しています。フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」です。同社はホテルチェーンとしてこの取り組みに賛同し、認証ワイン（国際フェアトレード認証、フェアフォーライフ認証）をフルサービス型ホテル及びプレミアム宿泊主体型ホテル THE シリーズにて、国際フェアトレード認証コーヒーをフルサービス型ホテル及びプレミアム宿泊主体型ホテル THE シリーズにて導入しています。

また、ホテルにテナントとして入居する飲食店に対しても、フェアトレード商品についての情報提供を行っています。

三菱地所ホテルズ＆リゾーツ株式会社

会社情報：

<https://www.royalparkhotels.co.jp/about/corporate/>

4-3. サプライチェーンマネジメント

当社グループが目指す「持続可能で真に価値ある社会の実現」に取り組むためには、自社での取り組み推進に加えて、サプライチェーン全体で取り組みを進めていくことが重要であると考えています。このような背景を踏まえ、2022 年 4 月に「サプライヤー行動規範」を策定し、全てのサプライヤーに当社と取引を頂く上で遵守をお願いしたい事項、及び期待したい事項を定めています。

また、相対的にサステナビリティリスクが高くなる傾向の強い※「施工会社」「清掃会社」を対象にサプライヤー行動規範の遵守状況を確認するため、ヒアリングシート調査を実施、一次サプライヤー（直接の取引先）のみならず、二次以降のサプライヤー（取引先の委託先）に向

けたサプライチェーンを深掘した調査を通じて、潜在的なリスクを特定のうえ、調査結果から改善の取り組みを該当サプライヤーに要請しています。また、ヒアリングシート調査後に、サプライヤー企業で働く労働者へのインタビューを実施しています。

本取り組みを通し抽出された課題への対応策を検討し、サプライチェーンマネジメントを強化していきます。

※サステナビリティリスクが高くなる傾向が強いとした判断基準

- ①外国人労働者や技能実習生等の、立場が弱くなりがちな労働者の雇用が想定されること
- ②環境への負荷が高い事業であること
- ③多重の委託構造であり、リスク把握・特定が困難である場合があること

サプライチェーンマネジメントについて：

<https://mec.disclosure.site/j/sustainability/activities/social/supply-chain/>

5. 相談・通報窓口の設置

当社グループでは、コンプライアンスに関する相談・連絡窓口として匿名での通報も可能な「グループヘルプライン」を設置しています。当社グループの社員、派遣社員、パート社員、アルバイト等就業者が利用でき、2025 年度の三菱地所グループヘルプライン相談件数は102 件でした。また、2022 年度より海外の子会社等に所属し海外で勤務する役職員等を対象とした「グローバルヘルプライン」を開設し、各国の法令や言語、時差等にも対応した相談受付体制を整備しています。「グループヘルプライン」や「グローバルヘルプライン」は外部委託先を経由して当社法務・コンプライアンス部が受付窓口となっており、相談・通報者のプライバシー保護、不利益な取り扱い禁止に留意して対象会社と連携して対応しています。受け付けた相談は、内容に応じて調査、事実確認等を行ったうえで、適宜対応し、職場環境の改善等を図っております。なお、日本国内の取引先に対しては、別途、専用のヘルプラインを設けています。

通報・相談窓口の設置について：

建設・施工現場においては、取引先の外国人労働者が利用可能な多言語対応の相談窓口として、「JP-MIRAI アシスト」を2023 年8 月より導入いたしました。職場や生活における無料相談サービスを母国語でご利用いただけるもので、2026 年3 月時点で、三菱地所、三菱地所レジデンス、三菱地所ホーム含め累計約40 物件の施工現場に設置をしているほか、2024 年度には当社グループが所有・運営するビルや商業施設のうち約100 物件の清掃室に設置をしています。

<https://mec.disclosure.site/j/sustainability/activities/governance/compliance/>

6. 教育・研修

当社は、「三菱地所グループ行動指針」に掲げた「人権の尊重」を実践するために、階層別研修やハラスメント等の各テーマに対応した人権啓発研修とともに現代奴隷防止に向けた研修として三菱地所グループの「人権方針」「行動指針」「サプライヤー行動規範」の周知を行い、従業員の理解の深化に取り組んでいます。

A)経営層に対しては、社長以下全役員・全所属長（部長）、当社グループ会社社長を対象とした「人権講演会」を毎年開催しています。2025 年度の人権講演会では、部落差別解消の取り組みから 50 年を経てこれまでの歩みを振り返り、今後も継続して差別解消に向けた活動に対する理解を深めるため「「部落地名総鑑」差別事件からの発信 ～企業に何が問われているか～」を実施しました（受講者数 135 名、受講率 100%）。

B)従業員に対しては、三菱地所グループ 19 社 454 名の新入社員を対象とした「新入社員合同研修会」での人権研修（受講率 99.3%）、2020 年度から開始のパワーハラスメント防止規程説明研修（受講率 95%）、さらに、三菱地所およびグループ会社の一部では部落問題などをテーマにした研修（受講率 100%）なども継続して実施し、受講者の差別への気づきを通じて人権意識の醸成に努めています。

C) 経営層を含む全社員に対して、無意識の偏見があることを認識し意識化することで、他者に対する理解を深め、DE & I を促進することを目的に、2024 年度よりアンコンシャスバイアス研修を継続的に実施しています。（受講率 91.3%）

D) 前掲の「三菱地所グループ行動指針」を 2018 年 4 月 1 日に改定し、グループ社員への周知と定着を目的として「行動指針解説」のガイドブックを作成しました。その中に、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の解説や児童労働や強制労働の防止について盛り込みました。

三菱地所の人権に関する取組：

<https://mec.disclosure.site/j/sustainability/activities/social/human-rights/>

7. 実効性の評価

サプライチェーンにおける人権尊重の状況について、二次以降の取引先を含め施工会社 94 社、清掃会社 7 社、計 101 社にヒアリングシート調査を実施しました。また、サプライヤーのサステナビリティ推進状況を正しく理解すべくヒアリングシート調査後に、施工現場、清掃現場でそれぞれの現場で働く労働者へのインタビューを実施しており、2025 年度はインドネシアの施工現場を対象としたヒアリング・インタビューも実施しています。調査を通して発見された懸念事項については、改善に向けたエンゲージメントを行っております。

8. 本ステイトメント作成のプロセスにおけるグループ会社との協議

本声明の作成にあたり、主要なグループ会社である三菱地所レジデンス（株）、三菱地所ホテルズ&リゾーツ（株）及び三菱地所ホーム(株)と共に協議しています。

人権尊重の取り組みは、グループ各社に設置したダイバーシティ推進担当者と連携して対応しています。国内外の人権関連法令やビジネスと人権の最新動向を共有し、各社の事業における取り組み状況を確認しています。

本声明は、当社の経営会議にて審議の上、決議しています。

2026 年 9 月 30 日

三菱地所株式会社

執行役社長 中島 篤